パートナーシップ宣誓により利用できる行政サービスの例

2026年4月1日時点

パートナーシップ宣誓書受領証等の提示が必要なサービス等			
項　目			問い合わせ先
市税関係	市税に関する証明、閲覧	住民票上同一世帯のパートナーは、税証明等の取得に係る委任状を省略できます。	納税課 0466-50-8284
	個人市県民税課税資料の閲覧	住民票上同一世帯のパートナーは、閲覧申請時に委任状を省略できます。	市民税課 0466-50-3510
	課税状況等の照会	住民票上同一世帯のパートナーは、課税状況等の照会時に委任状を省略できます。	市民税課 0466-50-3510
	土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 固定資産税・都市計画税の課税内容の照会	住民票上同一世帯のパートナーは、縦覧及び課税内容の照会に係る委任状を省略できます。	資産税課 0466-50-3511
暮らし・その他	災害弔慰金（法令適用を除く）の支給	パートナーを配偶者と同等として、災害弔慰金の支給対象とします。	地域福祉推進課 0466-50-3544
	犯罪被害者等支援	犯罪被害者等のパートナーであった場合、支援金、日常生活支援、法律相談、カウンセリングを受けることができます。（要件、回数制限あり。）	人権男女共同平和国際課 0466-50-3501
	市営墓地（大庭台墓園・西富墓地）の承継・申込	市営墓地（大庭台墓園・西富墓地）の承継（名義変更）及び大庭台墓園の新規申込について、パートナーを配偶者と同等として取扱います。	福祉総務課 0466-50-8258
	市営住宅の入居条件の適用	パートナーシップ宣誓をした二人が、同一世帯の場合は、世帯向け市営住宅の申込み入居資格対象となります。	住まい暮らし政策課 0466-50-3541
	記念樹の交付	パートナーシップ宣誓の記念として、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付時に記念樹の引換えカードをお渡しします。 長久保公園都市緑化植物園にて、カードと引換えに記念樹を1本交付します。	みどり保全課 0466-50-8252 長久保公園都市緑化植物園 0466-34-8422
	下水道使用料の減免	同居のパートナーが下水道使用料の減免の資格をお持ちの場合に、申請により下水道使用料が減免となります。	下水道計画業務課 0466-50-8246
	り災証明書の交付申請	受領証を持つパートナーは、配偶者同様に交付申請を受付けます。	予防課 0466-50-8249 南管理課 0466-27-8181 北管理課 0466-45-8181
	救急搬送証明書の交付申請	受領証を持つパートナーは、交付申請を受付けます。	救急救命課 0466-50-3579 南管理課 0466-27-8181 北管理課 0466-45-8181

パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能なサービス等			
項　目			問い合わせ先
市民病院	市民病院でパートナーの病状説明などを受けること	患者さん本人が希望する場合は、パートナーが同席して病状などの説明を受けることができます。 ※患者さん本人の意思を確認できない場合などは、パートナーシップ宣誓書受領証カードを所持していれば、パートナーに連絡を取るなどの対応が可能です。	医事課 0466-25-3111 （市民病院代表）
暮らし・その他	子育て支援センター・つどいの広場の利用	子育て支援センター・つどいの広場はすべての子育て中の親子や子育て家庭の方が対象のため、利用可能です。利用初回時に緊急連絡先として、当日の利用者とは別の緊急連絡先を記入する必要があります。	親子すこやか課 0466-50-3522

★制度ごとに所定の要件があります。それぞれの問い合わせ先にご確認ください。